

# 平成29年教育委員会第10回臨時会会議録

開会日時 平成29年11月27日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時35分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一  
同職務代理者 齋藤 初夫  
委 員 塚 本 亨  
委 員 天 宮 久嘉  
委 員 日 高 芳一  
委 員 大 里 豊子

## 議場出席委員

・教育次長	駒井 亜子	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・学校施設整備担当課長	忠 宏彰	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・学校教育支援担当課長	柿澤 幹夫
・統括指導主事	塩尻 浩	・統括指導主事	大川 千章
・地域教育課長	山崎 淳	・生涯学習課長	小曾根 豊
・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄	・中央図書館長	鈴木 誠

## 書 記

・企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 齋藤 初夫 委員 塚本 亨  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開始時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年教育委員会第10回臨時会を開催いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え齋藤委員と塚本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議事に入る前にお諮りします。本日、1名の傍聴人の申し出がございました。許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、傍聴を許可することにいたしますが、本日の意見聴取に関する議案が9件ございますので、それらの議案について審議した後、傍聴人の入室を許可したいと思います。

それでは議事に入ります。本日は議案等が9件、報告事項等9件、その他3件となっておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、議案第45号「平成29年度葛飾区一般会計補正予算（第3号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長。

○**庶務課長** 議案第45号「平成29年度葛飾区一般会計補正予算（第3号・教育費）に関する意見聴取」でございます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。なおこれ以降の意見聴取についても提案理由は同様でございますので、説明を省かせていただきます。それでは、別添の予算案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、補正予算書の10ページをごらんください。「夢と誇りあるふるさと葛飾基金」繰入金でございます。こちらについては「夢と誇りあるふるさと葛飾基金」に寄附がございましたので、繰入金として100万円を計上しているものでございます。

続きまして12ページをごらんください。こちらについては「1 中学校運営経費」でございます。一般校具・教材等管理経費として、教育の教材等の購入費として、先ほどいただいた100万円の寄附を充てていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○**教育長** ただいまの説明について何かご質問ございますか。

塚本委員。

○**塚本委員** 明確な入りの部分で補正の理由があつて、歳出先も明確に提示されておりますので、問題ないと理解してございます。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 44 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 45 号については原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 46 号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長。

○**庶務課長** 議案第 46 号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」でございます。上記の議案を提出させていただきます。

別紙の条例案について異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。それでは 2 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。現行の教育長の給料、月額 81 万 1,000 円を 81 万 2,000 円に引き上げる改正内容でございます。施行日が平成 30 年 1 月 1 日となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしく願います。

○**教育長** ただいまの案件について何かご質問ございますか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 46 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 46 号について、原案のとおり可決といたします。

次に議案第 47 号「葛飾区立日光林間学園の指定管理者の指定に関する意見聴取」、それから議案第 51 号「葛飾区立日光林間学園の管理に関する仮協定の締結について」を一括して上程いたします。

学校施設課長。

○**学校施設課長** それでは初めに議案第 47 号「葛飾区立日光林間学園の指定管理者の指定に関する意見聴取」について、ご説明をいたします。

本件につきましては資料を 1 枚おめくりいただいた次のページにございます「葛飾区立日光林間学園の指定管理者の指定について」、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

指定の期間は平成 30 年 4 月 1 日から 5 年間、指定管理者の名称は国際自然大学校・東急コミュニティーグループでございます。現在の指定管理者は東急コミュニティー・国際自然大学校グループですので、代表が変更になっておりますけれども、構成する事業者は同一でございます。

資料の 3 枚目をごらんください。こちらが指定管理者選定に関する資料の 1 ページ目となり

ます。「1 指定管理者の公募及び選定の方式」でございますけれども、今年度、教育委員会第5回臨時会及び第6回定例会でご報告させていただきましたとおり、葛飾区立日光林間学園指定管理者選定委員会設置要綱及び指定管理者公募要項に基づき、公募型プロポーザル方式にて優秀提案者の選定を行いました。

選定委員は記載の8名で、東山豊樹公認会計士、秋本勝利自治町会連合会会計、坂野英俊小学校PTA連合会副会長、小学校校長会から半田小学校の木間校長先生、幸田小学校の伊藤校長先生、教育委員会からは駒井教育次長、中川指導室長、政策経営部から須子経営改革担当課長に担当していただきました。この中から選定委員会の会長は、互選により、東山公認会計士が選任されております。

次に「2 選定の経過」でございますけれども、平成29年6月9日に文教委員会へ公募要項案と庶務報告等を行いまして、同月27日に第1回の選定委員会を開催し、その内容を決定しました。翌7月5日から、公募要項をホームページで配布を行いましたけれども、同時に民間の指定管理者情報サイトに情報を提供し、広く周知に努めました。

7月24日には、希望者5事業者を対象に現地にて説明会を行いました。8月7日からの第一次審査には2団体の応募がございました。8月23日には第2回の選定委員会を開催し、応募2団体ともに第一次審査を通過いたしております。その後二次審査用の書類を受け付け、10月4日に第3回選定委員会で応募団体によるプレゼンテーションと選定委員によるヒアリングを行い、第一次審査の結果と合わせて優秀提案者を決定いたしました。

次の2ページをごらんください。「3 選定結果」でございます。優秀提案者につきましては国際自然大学校・東急コミュニティーグループの共同事業体となっております。代表者の特定非営利活動法人国際自然大学校は自然体験活動、野外活動、環境教育に関する事業を展開しているNPO法人でございます。構成員の株式会社東急コミュニティーは土地建物の管理や旅行業を主たる業務とした会社でございます。

企業所在地、設立年月日、資本金、従業員数につきましては記載のとおりでございます。(2)の第2順位の提案者につきましては株式会社フードサービスシンワで、食品の製造販売、宿泊施設等の管理運営を主たる業務とした会社でございます。

続きまして、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。「4 評価」でございます。

(1) 選定委員会における応募団体の採点結果は、配点の総合計430点のうち、優秀提案者、国際自然大学校・東急コミュニティーグループが342点。第2順位提案者、株式会社フードサービスシンワが273点ございました。

(2) に優秀提案者が評価された点を記載しております。①実績・経験では日光所在の宿泊施設も含めて施設運営を複数行っており、そのノウハウと実績を評価しております。②基礎的事項としましては、地元との交流や地域資源の活用、町会など地域との協働に関する提案がな

されていたこと。セルフモニタリングでは実施事業の振り返りを行うことや、改善点を次回に反映させることが実行可能な方法として記載されている点を評価しております。③施設管理運営業務につきましては、移動教室の受け入れを円滑に行うための体制構築や問い合わせ窓口の一本化。実施事業におこる体験プログラムにおいては、直接指導できる体制をとる提案がされておりました。また不審者侵入抑止や施設の警備に関する提案についても実現性が高いことを評価しております。④広報・PR業務につきましてはホームページの充実やソーシャルネットワークサービスの活用を初め、海外からの旅行者受け入れも視野に入れた利用者拡大を目指し、効果的なPR方法を提案しており、⑤自主事業につきましては集客につながるもの、また利用者満足度を向上させる内容として、対象や季節に合わせたプログラムが質・量ともに現実的なものとして提案されていた点を評価しております。以上、五つの点につきまして今回の優秀提案者が評価されていたものでございます。

これらを含め、書類審査、プレゼンテーション、ヒアリングの結果を踏まえ、選定委員会は本事業について総合的に判断をし、優秀提案者を決定しております。

次のページ、4ページをごらんいただきたいと思います。5番「審査結果」でございます。①と②の合計点が第一次審査の得点で70点中フードサービスシンワが54点、国際自然大学校・東急コミュニティーグループが58点でございました。③から⑨までが第二次審査の得点で、360点中各々219点、284点でございました。第一次審査と第二次審査を合わせた総合計得点は、表中の一番下に記載してございます。フードサービスシンワが273点、国際自然大学校・東急コミュニティーグループが342点となったものでございます。

最後に「6 今後のスケジュール」でございます。平成29年12月第4回区議会定例会において議決後、指定を告示いたします。その後、来年平成30年2月までに指定管理者との基本協定の内容等について協議を行いまして、3月の文教委員会で協定について庶務報告をいたす予定としております。

議案第47号につきましては、ご説明は以上でございます。

続きまして関連する第51号「葛飾区立日光林間学園の管理に関する仮協定の締結について」ご説明をさせていただきます。

提案理由でございますけれども、葛飾区立日光林間学園の指定管理者の指定に先立ち、本協定の締結等に関する必要事項について仮協定を締結する必要があるため、本件を提出するものでございます。

議案を1枚おめくりください。こちらが仮協定書案になります。葛飾区教育委員会と先の日光林間学園指定管理者選定委員会において、優秀提案者に選定された国際自然大学校・東急コミュニティーグループが、日光林間学園の管理について仮協定を締結するというものでございます。

「1 対象施設」は日光林間学園でございます。

「2 管理業務」は指定管理者が行うものとして、(1) 学園の施設及び付帯設備の利用に関すること。(2) 学園の施設及び設備の維持管理に関すること。(3) として、(1) (2) のほか、葛飾区教育委員会が必要と認める業務としております。

「3 指定管理期間」は平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までとしております。

「4 本協定の締結」につきましては区議会の議決を経まして、指定管理者として指定された後、日光林間学園指定管理者公募要項同業務水準書、指定管理者選定に当たり提案者が提出した提案書、葛飾区立日光林間学園条例施行規則、葛飾区公の施設における指定管理者の指定に関する条例に基づき、誠実に協議を行い、本協定を締結するものとしております。

そのほか「5 守秘義務」「6 仮協定の有効期間等」を記載のとおり定めることとしております。

なお、仮協定の締結につきましては本日ご承認いただきました場合、速やかに手続を行いたいと考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 それでは、ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

大里委員。

○大里委員 今回の応募が 2 団体ということで少なかったのだなと思いましたが。ただ現在の指定管理者と同じ事業者ということで、非常に評価も高いですので、安心かなと思います。

いろいろ安心な反面、逆になれているということで気が緩んだりすることがないように、やはり保護者の側にとりましても安全第一で、安全対策を第一でお願いしたいと思います。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 今、委員からご意見ございましたけれども、私どもといたしましても同じ事業者ということで安心している反面、気の緩みというか、そういったところについてはこれからも一層気をつけていなければならないと考えてございます。

コミュニケーションのとり方としてはこれまでも積み重ねてきたものがございますので、それに加えて、今後とも安全性を確保していくように協議をしてみたいと思います。

○大里委員 お願いします。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 確認というか、教えていただければと思います。代表者がかわったということですが、NPO 法人と株式会社が入れかわった、この入れかわりというのはどういう趣旨なのでしょうか。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 事業者から聞いている話ですと、実際に今、日光林間学園を管理している、

現地に勤務する職員の数が国際自然大学校の職員が多く、事業としても国際自然大学校が展開をする事業内容に近いということで、今回、建物の維持管理を主たる業務とする東急コミュニティーに代わり、国際自然大学校が代表者となったと聞いております。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 先ほど大里委員が、また今齋藤委員がおっしゃったのですが、お願いだけでございます。今までの経緯は、きょうの資料で十分ご説明いただいておりますので、問題ないと思うのですが、やはり子どもたちにとりまして大事な思い出づくりがこの移動教室の役割として、背景がございます。それとやはり食の安全という部分も十分これまで以上に加味していただきながら、運営に当たることをぜひお願いしたいと思います。お答えは結構です。以上です。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 今ご指摘ありましたとおり、食の安全というものは子どもたちにとって、とても大事な、むしろ最も大事と言っても過言ではないと思いますので、そういったところに子どもも注意をしながら、事業者と協力して運営を行っていきたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

天宮委員。

○天宮委員 お答えは結構ですけれども、この共同事業体、野外教育を得意とするNPOとあとは旅行業。大変非常にバランスのいい組み合わせかと思っております。また今までもなれてはおりますので、ぜひ従来どおりやっていただけたらと思っております。

○教育長 よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第47号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第47号については原案のとおり可決といたします。

続きましてお諮りいたします。議案第51号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第51号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第48号「葛飾区立小松中学校建築工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、議案第48号、葛飾区立小松中学校建築工事請負契約締結に関する意見聴取について、ご説明いたします。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

それでは1枚おめくりください。

本件工事名称は「葛飾区立小松中学校建築工事」でございます。工事箇所は葛飾区新小岩四丁目30番1号ほかでございます。契約金額は21億6,972万円でございます。

契約の相手方は葛飾区立石六丁目14番10号、金子・田辺・佐藤建設共同企業体でございます。構成員は葛飾区立石六丁目14番10号、株式会社金子工務店。こちらは代表者となります。その他の構成員は葛飾区新小岩三丁目11番7号、株式会社田辺工務店、葛飾区新小岩四丁目24番11号、株式会社佐藤工務店の合計3者でございます。

工期は契約締結の日の翌日から平成31年7月31日まででございます。次項には小松中学校の建築概要等を記載してございます。あわせてごらんください。

また資料を1枚おめくりいただきますと「葛飾区立小松中学校建築工事請負契約締結について」の資料がございます。その別紙といたしまして、1ページ目が計画用地の地図でございます。2ページ以降が平面図となります。別紙の2ページ、校庭の配置図でございます。敷地南側に配置される校庭には200メートルのトラック、それから100メートルの直送路を配置可能です。

1枚おめくりいただきまして3ページでございます。こちらは1階の平面図でございます。1階には校長室、職員室、給食室、保健室のほか家庭科室、多目的な利用も可能な武道場を配置いたします。エントランスホール、昇降口を入りますと自然光を取り入れることを可能とした光庭があることも特徴でございます。

続きまして4ページでございます。4ページは2階平面図でございます。この階には普通教室のほか、屋内運動場を設置するほか、美術室、音楽室を配置いたします。

続く5ページは3階でございます。3階には普通教室のほか、メディアセンター、技術室を配置いたします。

6ページは4階でございます。こちらは普通教室のほか、理科室を配置いたします。以降のページにつきまして屋上の平面図、立面図となります。少し進みまして10ページをごらんください。こちらは別敷地に配置するブルでございます。25メートルの6コースを配置する形でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**教育長** それでは、ただいまのご説明について、何かご質問ございますでしょうか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** この配置図を見ましたら、非常にいいのではないかと感じました。というのも、避難所になる体育館側に給食室をつくったほうがいいのではないかという認識を最近学校を回りながら感じていまして、この図を見ると体育館の真下がちょうど調理室になっているというのは、そういう意図があってやったかどうかわかりませんが、非常にいい位置にあると、いざ避難場所になったときに、調理器具が使える体制になるのかなと思います。非常にいい計



画と思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 今の話に関連するのですが、家庭科室が1階というのもいいと思ひました。家庭科室が下にありますと、調理実習などの食材もすぐ入れられます。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 今、齋藤委員がおっしゃっていただいた、いわゆる大規模災害時に災害拠点になるろうという部分で、備蓄できるようなスペースが体育館、あるいは給食室に確保できておるのか。いかがでしょうか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 災害時の備蓄関連でございますけれども、資料で申し上げますと、2階平面図をごらんください。資料で見ますとちょうど左上方のところに、音楽室の並びに備蓄倉庫を設置してございます。また飲料水の確保という点に関しましては、給水管が貯水機能つきの給水管というものを配置いたしまして、6立米、6立方メートル分の確保をするようにいたしております。

○塚本委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

○齋藤委員 もう1件。災害のときの緊急電源とか、区役所も上にありましたが、下層階だと水没してしまいますから、そういう対策も考えられているのですか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 非常電源につきましては、基本的に屋上に配置いたします。非常電源、発電機とももちろん燃料タンクについては屋上に設置をいたしまして、現在の予定では基本的に72時間程度稼働するように考えてございます。

また空調設備等につきましては個別の電源が確保できるように、一部バッテリーを搭載した形のものを配置するように考えているところでございます。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがですか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第48号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第48号については原案のとおり可決といたします。

次に議案第49号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」、議案第52号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」及び議案

第 53 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇級等に関する規則の一部を改正する規則」を一括して上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第 49 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてでございます。

幼稚園教育職員の給与につきまして、平成 29 年 10 月 11 日に行われました特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

改正内容は給料表及び勤勉手当の引き上げ改定でございます。第 1 条を公布日に施行し、第 2 条を平成 30 年 4 月 1 日に施行するものでございます。

まず幼稚園教育職員の給料表の引き上げ改定ですが、公務員格差 526 円、0.13%を解消するため、給料表を引き上げ改定するものです。改定後の給料表が資料の 2 枚目、裏面以降となります。引き上げについては平成 29 年 4 月 1 日にさかのぼっての適用となります。

次に幼稚園教育職員の勤勉手当の支給上限の引き上げ改定でございます。資料 6 枚目、後ろから 2 枚目が新旧対照表となっておりますので、ごらんください。第 1 条関係です。勤勉手当の支給月数の上限を 0.1 月、再任用職員については 0.05 月引き上げます。増分である 0.1 月分については、平成 29 年度については既に 6 月期に支給していることから、12 月支給の勤勉手当に全て割り振りをを行い、一般職員は 0.90 月から 1.00 月、管理職員については 1.10 月から 1.20 月としています。

裏面をごらんください。第 2 条関係です。平成 30 年度以降につきましては、6 月支給の勤勉手当と 12 月支給の勤勉手当に 0.05 月ずつ均等に割り振りをし直すこととし、一般職員は 0.95 月、管理職員については 1.15 月といたします。こちらの説明は以上でございます。

続きまして、議案第 52 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正するものでございます。資料の 2 枚目が新旧対照表となっております。

改正内容は幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例によって、支給上限を引き上げた期末勤勉手当の総支給月数を 0.1 月、再任用職員については 0.05 月引き上げ、12 月の勤勉手当の支給月を一般職員は 0.90 月から 1.00 月、管理職員については 1.10 月から 1.20 月とするものです。条例において教育委員会規則で定めるとされている勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

なお、本規則改正は幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が 12 月の区議会で議決されることを前提としており、条例と同日付で施行、適用する予定でございます。

こちらの説明は以上でございます。

続きまして議案第 53 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇級等に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇級等に関する規則の一部を改正するものでございます。改正内容は幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例によって、幼稚園教育職員の給料表の引き上げ改定を行ったことに伴い、裏面の別表第 3 昇格時対応号級表を改定するものでございます。

「昇格時対応号級表」とは幼稚園教育職員が昇格した際に、表の昇格した日の前日に受けていた号級から同じ行の昇格後の号級、2 級から 4 級に該当する号級となるものです。資料の 4 枚目以降が新旧対照表となっており、5 枚目以降の別紙 1 が現行の表、8 枚目以降の別紙 2 が改正後の表となっております。

変更点の例としまして、資料 5 枚目の裏面と資料 8 枚目の裏面にある 54 号級につきまして対応する昇格後の号級が、現行では 14 号級 38 号級 42 号級となっているところが、改正後、8 枚目の裏面でございますけれども、改正後では同じ 54 号級が 14 号級 37 号級 41 号級となっております。これは 2 級職 54 号級から 3 級職に昇格した際に、現行では 3 級職 38 号級となるものが改正後では 37 号級になるというものです。3 級職から 4 級職に昇格にした際も同様に、現行では 3 級職 54 号級から 4 級職 42 号級となるものが、改正後では 41 号級となります。このような改正が 68 カ所で行われております。

本規則改正は、幼稚園教育職員の給料に関する条例の一部を改正する条例が 12 月の区議会で議決されることを前提としており、条例と同日付で施行を適用する予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 49 号について、原案のとおり可決することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 49 号について原案のとおり可決といたします。

続きましてお諮りいたします。議案第 52 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 52 号について原案のとおり可決といたします。

続きまして、お諮りいたします。議案第 53 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 53 号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 50 号「葛飾区立中央図書館分館葛飾区立新宿図書センターほか 1 解体工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

中央図書館長。

○**中央図書館長** 議案第 50 号「葛飾区立中央図書館分館葛飾区立新宿図書センターほか 1 解体工事請負契約締結に関する意見聴取」でございます。上記の議案を提出させていただきます。

別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答するものでございます。

1 枚おめくりください。記書きのところからでございますが、工事件名でございます。葛飾区立中央図書館分館葛飾区立新宿図書センターほか 1 解体工事。工事箇所でございます。葛飾区新宿三丁目 7 番 1 号ほか。契約の方法でございます。施行能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。契約金額は、3 億 866 万 4,000 円でございます。契約の相手でございます。葛飾区西水元一丁目 17 番 12 号、株式会社高田工業でございます。工期でございます。契約締結の日の翌日から平成 31 年 5 月 31 日までとなっております。

裏面をごらんください。参考でございます。解体撤去工事を行う建物及び建物の構造、敷地面積、延床面積、高さにつきましては記載のとおりでございます。そのほかにフェンス・外構・植栽等撤去工事 1 式、敷地整備等工事 1 式がございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

○**教育長** ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 50 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 50 号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案等 9 件を終了いたします。

それでは、意見聴取関係の議案の審議が終了いたしましたので、傍聴人の入室を許可したいと思っております。事務局、傍聴人をお呼びください。

(傍聴人 入室)

○**教育長** 教育長から傍聴人に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。傍聴人は委員会の中では発言できません。傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否をあらわすようなことはおやめください。傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお、携帯電話の電源もお切りください。傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は退席していただくこともありますので、よろしく願います。

それでは、続きまして報告事項等に移ります。

報告事項等1「葛飾区教育振興基本計画策定に係る意識調査の結果について」説明をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは報告事項等1「葛飾区教育振興基本計画策定に係る意識調査の結果について」でございます。

まず1の調査の名称でございます。「葛飾区教育振興基本計画策定に係る意識調査」となっております。

次に2の調査対象でございます。まず1の対象者といたしまして区立小学校2・5年生、中学校2年生の保護者に行っております。配布数は4,447件、回収数が3,925件、回収率は88.3%でございます。続きまして2の区立小・中学校の教員でございます。配布数は1,645件、回収数が1,583件、回収率は96.2%でございます。次に3の社会教育関係者です。配布数は920件、回収数が595件、回収率は64.7%。4の区内幼稚園・保育園に通う5歳児の保護者が配布数は1,637件、回収数が1,282件、回収率78%。調査対象者のナンバー5が区内幼稚園・保育園の教職員でございます。配布数は162件、回収数が159件、回収率が98.1%ございました。

次に3の調査方法でございます。調査の1・2・4・5につきましては学校、幼稚園、保育園を通じて配布・回収しております。(2)の調査3は対象者に郵送にて配布・回収を行ったところでございます。

4の調査期間でございます。(1)(2)に記載のとおりでございます。

また5の調査結果でございますが、別添といたしまして、意識調査の報告書、意識調査の報告書【概要版】、それから意識調査の報告書【自由意見概要版】を添付してございます。あわせてごらんおきください。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について、何かご質問ございますでしょうか。

日高委員。

○日高委員 では1点だけ。教育振興基本計画という大きな策定でありますけれども、これについて意識調査の結果が、多くの人たちがその意見を寄せて回収をしているということは大きいと感じました。特に学校の教員はもとよりですけれども幼稚園教員、そして保護者が協力しているというのは大変目立ちます。ありがたいと思います。

やはり教育に対する振興を意識し合うということは大変重要なことでありますし、そういう視点ではこうやった回収結果を、大変厚手のものですから、中を見るのは大変だと思うのですが、区民にも、どこか出張所とかに置かれて回覧ができるような形にされると、有効に利用で

きるのではないかと思います。ぜひそうした工夫もお願いをしたいと思います。

○教育長 庶務課長。

○庶務課長 回収率につきましては、例えば区立の小・中学生の保護者は前回 75.6 が 88.3。小・中学校の教員が、77.9 が 96.2 ということで非常に高率でございました。

先日、私、学識経験者の方とお話しする機会あったのですが、その学識経験者の方は、さまざまな委員会に参加されていますけども、この回収率は非常に高いということでお言葉をいただいたところでございます。

また、こうした中身についてのこういった形で見られるかについては、なるべく区民の方に見やすいように適宜検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 回収率に関しまして、社会教育関係者の回収率が若干低いのかなとは思いましたが、全体としてこれだけ回収されているというのはやはり大変なこと、素晴らしいことだと思います。そして中の調査報告を拝見いたしましたところ、保護者の回答で肯定的な回答意見もあるのですが、同じ質問に対して逆の回答や意見もありまして、学校ごとに、学校間で多少差があるのかなとは思いました。

特に幼保小中連携については、うまく知られていないというか、伝わっていないという印象を受けました。それから現場の先生方の回答、自由意見。ぜひ大事にさせていただけたらと思います。

○教育長 庶務課長。

○庶務課長 学校ごとでは調査、回収率を出しておりませんので、そちらについては不明でございます。またどんな意見を寄せたのかも確認できないように、なるべく自由に書いていただけるように配慮したところでございます。そうしたところも踏まえた上で、今後このご意見を踏まえまして、現行プランの反省と課題の抽出等を行った上で、今後の 2019 の策定に生かしていきたいと考えてございます。

○教育長 そのほかいかがですか、塚本委員。

○塚本委員 先ほど大里委員もおっしゃっていただきました。また日高委員もおっしゃっていただいたのですが、今、庶務課長にお答えいただいた前回の平成 24 年の調査ですね。それから回収率が非常に上がっておるといって報告もいただきました。

ただ、その中で若干気になりましたのは、全体の保護者の客体というか、全対象者というのはわかります。その対象学年が、全ての保護者にこれをお願いしたのかどうか。1点そこをちょっと伺いたいです。

○教育長 庶務課長。

○**庶務課長** 2学年、それぞれ全学年の全員ではございません。クラスを抽出して行ったものでございます。

○**塚本委員** ありがとうございます。そういうことで、大部分の最大公約数としての意見がここに反映しておるかなと思うのですが、今、大里委員がくしくもおっしゃったのですが、全ての方々にというわけにはいきませんが、いわゆる区が公立の各小・中の教員の意識調査の中、教員の協同性、例えば「かつしか教育プラン」に掲げる政策、あるいは保護者のお答えでは中味はちょっと失念しまったのですが、「かつしかっ子宣言」というものの周知度がもうちょっとあったのかなという部分が、特に小学校では50%ぐらい、そこそこあるのですが、中学校になると保護者方の認識がちょっと少ないのかなという部分を今後の2019年のプランに向けて、ぜひ反映していただきたい。

オリパラに関しては継続という部分になるかはわかりませんが、やはり葛飾区基本構想、あるいはそれに合わせた葛飾の教育基本大綱の中で、新しい教育プランが策定されるに当たりましては非常に貴重な問題提起がありました。

ただ、多くの学校の中ではチャレンジ検定にしましても、そういった部分で非常に高い評価があるのかなと思います。大里委員がおっしゃった部分では、家庭の保護者の方の回答の中の若干の地域差というか、温度差というのは確かにございますけれども、やはり肯定的に多く賛同していただくお答えの反面、やや不満である、あるいは不満であるという部分がかいま見られたのは十分認識しながら、ただ全てに100%を求めていくことは不可能だと思いますけれども、今現在行われている「かつしか教育プラン2014」の骨子に合わせて、さらにまい進、前進できるものを抽出していただければと期待しております。以上です。

答えはけっこうです。

○**教育長 齋藤委員。**

○**齋藤委員** この資料の中で、24年度の調査よりよくなっているというところが、全てにおいて感じられます。私もこの1年間学校現場に行って、校長先生とも意見交換したり、授業などを見てきているのですが、授業スタンダードや研究校、いろいろな事業を実施しています。けっこう若い先生が多いのですが、すごく効果があるという点では意欲を感じるのですね。

ただ、学校によっては東京ベーシックなどを使っている場合もあって、印刷するのが大変だから、冊子にしているという学校もありました。いろいろな取り組みをされていて、意欲もあるし、頑張っているというのは感じるのですが、教師の負担、教師の多忙感、確かに多忙だなと思います。

ぜひ教師の負担の軽減するために、例えば教師の補助で作業を手伝ってもらえるような非常勤を雇って、教師の負担を軽減させてあげながら葛飾区の取り組みをもっと頑張ってもらおう。

授業の取り組みの時間を確保してあげるという仕組みを考える必要があるのではないかという

ことを、これをちょっと読んでいて感じました。ですから今の流れをよくするためにも、次の計画ではそういったことについても考えていただきたいですね。

もちろん学校によって多少違うのでしょから、同じ方法ではなく、各学校の話を聞きながら現場にあった仕組みも考えてほしいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

○教育長 指導室長。

○指導室長 今、東京都でも働き方改革につましましては、それぞれの自治体で施策を考えるようにということで、話も出ているところでございます。委員からご指摘のありましたように、本来でしたらスクラップ・アンド・ビルドが必要なところでもございます。

本区の教員につましましては、若手教員が研修に対しても意欲的で、その研修の成果であると思うのですが、資質・能力の向上というのも見られているのではないかなと感じているところです。今後でもできるだけ教員にとって働きやすい環境、そういう部分を模索しながら、できるだけ検討してまいりたいと考えております。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等1を終了いたします。

次に報告事項2『かつしかのきょういく』（第135号）の発行について」説明をお願いします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは報告事項等の2『かつしかのきょういく』（第135号）の発行について」でございます

「記事割付予定一覧」をごらんください。まず1ページ目でございます。「チャレンジ検定 がんばっています！」ということで、チャレンジ検定を頑張っている様子を載せていきたいと考えてございます。

続きまして2ページ目をごらんください。こちらには例年掲載してございますが、新年号ですので「教育長 年頭所感」を。3ページにつましましては、今後開催されますが「子ども区議会」の様子。それから「感謝状を贈呈しました」ということで、学校支援団体、個人に対する感謝状の状態を載せていきたいと考えてございます。

続きまして4ページでございます。「第41回葛飾区学校給食展」が開催されましたので、その様子と5ページにつましましては上下2段に分けて、上段につましましては「第32回葛飾区中学校英語スピーチ&プレイコンテストについて」、下段につましましては「平成29年度小学校連合陸上競技大会の実施結果」と「中学校連合陸上競技大会の実施結果について」、あわせて載せていきたいと考えてございます。

ページをおめぐりいただきまして、6ページをごらんください。6ページにつましましては「読書感想コンクールの実施状況」、最優秀を1点掲載したいと考えてございます。



続きまして7ページにつきましては「葛飾区少年の主張大会」の開催の様子で、最優秀を1点掲載したいと考えてございます。

1ページおめくりいただいて、8ページをごらんください。こちらについては上下段2段に分けて、上段につきましては「葛飾区・ソウル特別市麻浦区スポーツ親善交流派遣事業」、実施されたものの様子を紹介したいと思います。また下段につきましては「葛飾柴又の文化的景観が国の文化的景観に選定へ」と、こちらについての記事を掲載していきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○教育長** それではただいまの件について、何かご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、報告事項等2を終了します。

次に報告事項等3「葛飾区立高砂けやき学園高砂小学校・高砂中学校改築基本構想・基本計画（案）について」説明をお願いします。

学校施設整備担当課長。

**○学校施設整備担当課長** それでは、「葛飾区立高砂けやき学園高砂小学校・高砂中学校改築基本構想・基本計画（案）」につきましてご報告いたします。

資料をごらんください。本件につきましては、改築に向けた検討を行ってまいりました葛飾区立高砂けやき学園高砂小学校・高砂中学校につきまして、このたび基本構想・基本計画案をとりまとめたことからご報告するものでございます。

初めに「1 葛飾区立高砂けやき学園高砂小学校・高砂中学校改築基本構想・基本計画（案）」についてでございます。おめくりいただきまして、別紙をごらんください。別紙に基本構想・基本計画（案）を添付してございます。

別紙1枚おめくりいただきますと、目次がございます。この基本構想・基本計画（案）でございますが、「Ⅰ 敷地条件」「Ⅱ 基本構想」「Ⅲ 基本計画」「Ⅳ 参考スケジュール」「Ⅴ 検討体制」という五つの大きな項目に分けて記載してございます。

それでは大きな項目の1「敷地条件」につきまして、ご説明いたします。1ページ目には敷地の概要を記載してございます。最大の特徴は高砂小学校・高砂中学校が隣接していることでございます。続きまして2ページから4ページにつきましては法的条件、周辺環境、通学区域を記載してございます。続く5ページから14ページには既存施設の概要などを記載しております。

続きまして、大きな項目の2、「基本構想」につきましてご説明いたします。少し飛びまして15ページをごらんください。基本構想でございます。葛飾区におきましては新たな教育ニーズへの対応や子どもたちが安全・安心して学校生活を送ることができるような環境づくりを進めております。そのような中、高砂小学校・高砂中学校の敷地が隣接しているという強みを生か

し、小中連携教育を一層進めやすいように合築整備をすることといたしました。このページ 15 ページの中段以降につきましては高砂小学校・高砂中学校の特徴を記載しております。

続きまして 17 ページをお開きください。施設整備の考え方でございます。まず初めに施設計画といたしましては小中合築整備といたしまして、校舎は一部 4 階建てといたします。また学校図書館、家庭科室、職員室等は可能な限り共用いたします。また中学校屋内運動場の屋上プールでございますが、小学校と中学校が共有できるように、小学校にも安全に使用できる水深の水槽に改修いたします。

続いて計画の考え方でございます。初めに工事計画でございます。工事期間中は児童・生徒の活動場所を確保するために、中学校の校舎・校庭をできる限り工事エリアとしない計画としております。小学校につきましては仮設校舎のほか、既存校舎の一部を残して使用いたします。

また、中学校敷地内にある学童保育クラブは、新校舎に移設するものといたします。

配置計画、平面計画といたしましては校庭を敷地の南側に配置するとともに現在より広い活動空間の確保を目標とします。また昇降口や職員室、保健室はグラウンドの近く、見通しのよい位置に配置いたします。小学校・中学校の生活圏を分けるとともに共有する教室棟を介して連携が図りやすい配置としてまいります。

これらを踏まえまして、合築整備の目標を次の 18 ページに記載してございます。18 ページをごらんください。目標の一つ目といたしまして「多機能で柔軟な取組みができる学校づくりをめざします」としてしております。ここでは普通教室の面積を 74 平方メートルとすること。学校図書館、視聴覚室等を一体化し、機能性を高めたメディアセンターを設置することといたしております。また特別支援教室を推進してきた学校といたしまして、新たに自閉症・情緒障害学級（固定学級）の設置を検討してまいります。

また二つ目といたしましては「快適で居心地の良い学校づくりをめざします」としておりまして、自然採光や通風の確保、室内の色彩等に工夫をするとともに屋内運動場には冷暖房設備を設置しております。三つ目から五つ目といたしましては安全・安心な学校づくり、地域に開かれた学校づくり、維持管理に配慮した簡素で効率的な学校づくりを掲げております。

続きまして、大きな項目の 3、「基本計画」につきましてご説明いたします。21 ページをごらんください。こちらを改築概要といたしまして、計画している諸室を記載してございます。普通教室につきましては、小学校は 18 室、中学校は 12 室設置いたします。特別教室等につきましては記載のとおりでございます。特に学校図書館、屋内運動場、屋内運動場兼武道場、プール、家庭科室、職員室、給食室等は小学校・中学校の共有となります。このほかわくわくチャレンジ広場室、備蓄倉庫、学童保育クラブを設置いたします。

続いて 22 ページには現在までの児童・生徒数の推移を記載してございます。続いて 23 ページをごらんください。こちらは敷地における校舎の配置計画でございます。敷地の北側に新築

校舎、既存の中学校の屋内運動場は残すこととなります。また工事期間中の仮設校舎は、現在小学校敷地の西側に配置をいたします。改築の予定規模につきまして延床面積は1万4,250平方メートル程度でございます。続く24ページにはゾーニング案を記載してございます。

続きまして、大きな項目の4、「参考スケジュール」につきましてご説明いたします。25ページをごらんください。平成30年度、31年度におきまして設計を行います。以降、31年度の秋頃から小学校プールの解体に入ります。その後、仮設校舎建設、小学校校舎の一部解体、新校舎の建設等々進んでまいります。

新校舎の供用開始予定は平成35年4月、外構までの工事完了予定は平成36年3月の予定でございます。各工程につきましては可能な限りの効率化を図りまして、期間を短縮できるように進めてまいります。ただし関係諸機関との協議等の影響を受ける場合もございます。この点はご了承ください。

続きまして項目の5、「検討体制」でございます。27、28ページには改築懇談会の運営要綱、29ページには懇談会の経過を記載してございます。1枚目の資料にお戻りください。2の改築に係る経過でございます。平成28年2月23日に学校関係者説明会を実施。翌29年3月10日に第1回の改築懇談会。29年9月5日に第2回。同10月4日に第3回の改築懇談会を開催いたしました。このほか近隣の住民の方々及び保護者等への周知も適宜行っておるところでございます。今後につきましても丁寧な情報提供を行ってまいります。

ご報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○教育長** ただいまの説明について何か、ご質問等ございますか。

齋藤委員。

**○齋藤委員** 図面を見ていたのですが、小松中学校は校庭で、100メートルの直線にとれていましたね。こちらの校庭は、どういうイメージになるのでしょうか。

**○教育長** 学校整備施設担当課長。

**○学校施設整備担当課長** 現在、校庭につきましてはどのぐらいのトラックがとれるのか、また直走路はどれくらいとれるのかというのは計算しているところではございますが、小松中ほどの大きさのものがとれるかどうかについては、ちょっと難しい部分もございます。ただ、現時点のものよりはできる限り広くという形で考えているところではございます。

**○教育長** よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

大里委員。

**○大里委員** 小・中、完全な合築ということで画期的だなと思いました。そしてプールも共有ということですので、無駄なく、あいている時間がないぐらいに使えるのではないかと思います。

**○教育長** 日高委員。

○日高委員 夢のある校舎に改築されるということで、大変うれしいと思うのですが、本来、小学校、中学校は対象の子どもが違っていて、その分、施設も違うというのは明らかなことですね。例えば階段の高さもそうであるし、水回りは特に違いがあると思っています。学校運営していくようになると、50分と45分の授業の違いもあります。

何が言いたいかといいますと、例えば鞆を置く棚が小学生と中学生は全然違うのです。後で「あれをもう少し大きくすればよかった」といった反省する点が出て困りますので、やはり現場の意見をぜひ聞いていただいて、情報収集しながら、いい建物をつくっていただきたいと思います。以上です。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 委員ご指摘のとおり、小学校、中学校、施設のしつらえ等大分違うという点があるかと思っております。

基本的には生活動線、またその学習環境というか、子どもたちが常にいる場所については分けるというようなことも考えてございます。例えば階段を使い分けるとか、縦動線だけを分けるとかということも今検討しておるところでございます。

階段の蹴上げが違うとかそういった問題もございます。お話のとおり、校長先生等とも打ち合わせをしながら、その点についても十分慎重に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○日高委員 よろしくをお願いします。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 1点だけよろしいですか。まだ細目にわたっては検討の余地があるという学校施設整備担当課長のお答えですが、つい最近のメディアから得た情報なのですが、いわゆる学校のトイレのあり方が洋式・和式という部分で様々な捉え方が出ております。

洋式のスタイルに移行しているのかなと思いつつも、逆に教育の一環であるということでも何%か、半分まではいかないのでしょうか、そういった直近のデータを目にすることもございました。その辺もやはり吸収しながら、教育の一環であるというのはどこにエビデンスがあったのかどうかはわかりませんが、気になる部分もありますし、特に子どもたちにとっては学校と生活習慣の中のトイレという問題がやはり大きな論点になっているのは事実だと思いますので、加味していただければと思っております。以上です。

○教育長 よろしいですか。何かありますか。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 トイレの問題につきましても日々使う場所でございます。またトイレの使い勝手が悪いと、どうしても居心地が悪いというところもあるというところがございまして、その点につきましても洋式・和式、どういう配置にしていくのか、数をどうするのか。

また反面、避難所等での活用というのもございますので、その点も十分配慮しながら、数等については検討してまいりたいと思います。

○塚本委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。それでは報告事項等3を終了いたします。

次に報告事項等4「葛飾区立飯塚幼稚園の平成30年度4歳新入園児募集について」説明をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは「葛飾区立飯塚幼稚園の平成30年度4歳新入園児募集について」ご報告をいたします。

まず「1 経緯」でございます。区立の飯塚幼稚園につきましては、園児数の減少の状況から10月16日開催の教育委員会第10回の定例会で、今後の園児募集の取扱い、記載の1から4のとおりご決定いただいたところでございます。

こうした中、区立幼稚園では今年11月1日から平成30年度の入園募集を開始したところでございますけれども、11月10日現在、飯塚幼稚園の4歳新入園児の応募者数は2に記載しましたとおり、18人となったところでございます。

したがって、3番に記載のとおり、園児募集の取扱い1によりまして、飯塚幼稚園の平成31年度の募集については例年どおり行っていくということとさせていただきます。今後、園児募集の取扱い3によりまして、4歳新入園児数が規定の人数以上となった場合は、また改めて当委員会でご報告させていただければと存じます。

私からのご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますか。

大里委員。

○大里委員 応募が18人あったということで、在園児それから、これから入園を希望させる保護者の方々も非常に安心されたのではないかと思います。あり方検討委員会から長い年月が経っている割には、現在の在園児の保護者の方々は、その閉園に関して、急過ぎるというご意見をおっしゃっていましたので、今後ともぜひ今後の動向を早く、広く知らせていただけるように、そこを心がけていただきたいと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 委員ご指摘のとおり、やはり情報が伝わらないことでのご心配、ご不安というのが募って、その先の話に行かないわけでごございまして、前回ご決定いただいたこの取扱いについても、既に区のホームページ、それから区の広報誌等には載せていく形をとらせていただいております。

今後も保護者の方、それから区民の皆様に情報を広く流しながら、進めていきたいと考えて

ございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

天宮委員。

○天宮委員 今年度は18人の応募があったということですが、この園児募集の取扱い4項目ありますけれども、今後もこれに淡々と当てはめて、やっていっていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○教育長 学務課長。

○学務課長 先般ご決定いただいた形で募集の取扱いということで検討会でもお話をさせていただいていますので、こちらにのっとりながら進めていきたいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。それでは報告事項等4を終了いたします。

次に報告事項等5「平成29年度小学校連合陸上競技大会の実施結果について」説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは「平成29年度小学校連合陸上競技大会の実施結果」につきまして、ご報告させていただきます。

今年度10月10日と11日の2日間にわたり、小学校連合陸上競技会が実施されました。今年度は第5回目となります。平日の2日間に午前、午後1回ずつの計4回実施し、全校の6年生児童が参加しております。

天候にも恵まれ、全ての回を無事実施することができました。各校では当日に向けて陸上運動における学習のまとめを行うとともに一人一人目標を設定し、朝や放課後などを活用し、練習に取り組みました。

今大会の実施結果は資料のとおりでございます。種目は男女別で100メートル走、50メートルハードル走、1,000メートル走、走り幅跳び、そして4×100メートルリレーを行いました。

女子走り幅跳びで大会タイ記録が出ております。子どもたちは練習の成果を十分に発揮しておりました。この取組みを契機としまして、中学校における体力向上につなげていくとともに、陸上運動を初めとしたスポーツに親しむための生涯体育の素地を養っていきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について質問等ございますか。

大里委員。

○大里委員 感想ですが、その記録を見ますと走り幅跳びも4メートルを超えているという大変すばらしい記録だと思います。100メートルやリレーに関しても非常にいいタイムが出ているのだなと思いました。

そして、葛飾区の6年生全員が陸上競技場に来て、何か体験できるということはすばらしいことなのではないかなと思いました。もしこのような全員参加の大会がなかったら、1回も行かないでいるかもしれないので、全員がここに一度は来るといってもいいのではないかなと思います。

○教育長 よろしいですか。そのほか。

それでは報告事項等の5を終了いたします。

次に報告事項等6「平成30年度『葛飾教育の日』の実施について」説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは「平成30年度『葛飾教育の日』の実施について」ご説明させていただきます。

平成30年度の「葛飾教育の日」でございますが、原則として月1回の土曜日を実施日とし、半日を単位として教育課程に位置づけ、児童・生徒の振りかえは行わないこととし、年間11回の土曜日授業、いわゆる「葛飾教育の日」を実施してまいります。

4月につきまして今年度と同様に、小学校と中学校は別日に実施することとしております。第二土曜日を原則としているところでございますけれども、7月の第二土曜が海の日による3連休と、1月の第二土曜日が成人の日であること、2月の第二土曜日が建国記念日であること、このように3連休に重なっていることを考慮しまして、7月につきましては第一週で、1月と2月につきましては第三週で実施したいと考えてございます。

実施に当たりましては地域への公開を原則としております。この基本を踏まえ、各学校の実情に合わせて「葛飾教育の日」を設定して、保護者や地域との連携の機会をふやし、道徳授業、地区公開講座、セーフティ教室、保護者・地域住民などをゲストティーチャーとして招いての授業など、各校が工夫してまいります。

また通常授業の実施を基本としておりますが、年に一度に限り学校の特色を生かした教育活動を行ってもよいこととしております。平成30年度におきましても土曜日授業の実施について今後、保護者や地域に対して周知を図り、葛飾区の教育の向上に役立ててまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 それではただいまの説明について、ご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項等6を終了いたします。

続きまして報告事項等7「平成29年度葛飾区少年の主張大会本大会の実施結果について」説明をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 「平成29年度葛飾区少年の主張大会本大会の実施結果」につきましてお手元

に配布しております資料に基づきご説明を申し上げます。

少年の主張大会につきましては青少年育成地区委員会との共催事業で昭和 60 年度から実施しておりまして、今回が 33 回目の開催となりました。

1 及び 2 の日時と会場でございます。去る 11 月 18 日土曜日にかつしかシンフォニーヒルズアイリスホールにて実施をいたしました。

3 の応募者数でございます。小学生 398 人、中学生 89 人の計 487 人、小学生につきましては 19 会場、中学生につきましては 4 会場での予選大会を実施いたしました。

4 の本大会出場者数は小学生 19 人、中学生 8 人の計 27 人ございました。

5 の部門別結果でございます。(1)の小学生の部につきましては最優秀賞 2 人、優秀賞 5 人、入選 12 人で、氏名・学校名等につきまして表に記載のとおりでございます。

裏面の 2 ページをごらんくださいませ。(2)の中学生の部は最優秀賞 1 人、優秀賞 2 人、入選 5 人で、氏名・学校名等につきましては表に記載のとおりでございます。

ご説明は以上でございます

**○教育長** それでは、ただいまの説明について何かご質問ございますか。

大里委員。

**○大里委員** 感想になりますけれども、今回の小学生の部は 19 地区全部の地区で予選会が行われたということ。それから中学生の部では予選ブロックがふえたということを非常にうれしく思いました。

そして、この本大会の結果は出ましたけれども、以前の教育委員会で「中学生の主張東京都大会」の報告ありましたが、この中から来年の「中学生の主張東京都大会」、ぜひ出場していただいて、さらに全国大会も出場される生徒さんが出ることを期待して、楽しみにしたいと思います。

**○教育長** ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

天宮委員。

**○天宮委員** 感想だけ。地区委員会での予選を何回か見たことがあるのですがけれども、応募総数 487 人、これだけ大勢の子どもたちが人前に出て、しっかりしゃべれるというのはなかなか頼もしいなと思いました。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。それでは報告事項等 7 を終了いたします。

報告事項等 8 『『キャプテン翼 CUP かつしか 2018』の開催について』説明をお願いします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** それでは、報告事項等 8 『『キャプテン翼 CUP かつしか 2018』の開催』につきまして、ご説明させていただきます。



「1 目的」でございます。青少年健全育成・地方創生及び交流をテーマに、「キャプテン翼」ゆかりの各地から招いたチームを含めたアンダー12 ジュニアサッカー大会を開催いたします。

ゆかりの地情報コーナーを設置し、本区並びに地方の魅力を全国に発信し、地域活性化と自治体間の交流を広げ深めることを目的とするものでございます。

日程につきましては平成30年1月6日土曜日、7日日曜日。

場所につきましてはただいま奥戸総合スポーツセンター陸上競技場の改修工事をしておりますので、開催場所を今回は変更し、私学事業団総合運動場で開催いたします。

「4 内容」でございます。大会アンバサダーには昨年に引き続き、「キャプテン翼」原作者の高橋陽一氏に務めていただき、アンダー12 ジュニアサッカー大会では昨年優勝した横浜Fマリノス・プライマリー追浜を初め、ゆかりの地からふらのFC、花輪SS、FC比良戸に加え、清水サッカー協会選抜が新たに加わり4チームとなり、葛飾区からも葛飾区選抜、南葛SC、FCバルセロナスクール葛飾校の3チームを含む全16チームが参加するトーナメント方式によります2日間の大会を実施いたします。

また修徳高校出身の北澤豪氏率いる元日本代表で構成する南葛の宿敵「東邦学園」チームと「南葛SC」とのエキジビションマッチを行います。

裏面をごらん願います。さらに2日目のエキジビションマッチ終了後、原作者・高橋陽一氏やエキジビションマッチに参加した選手によります握手会も実施いたします。

「5 周知」でございますが、区のホームページ、広報誌「スポーツかつしか」、ポスター、チラシに加え、特設情報サイトを活用し、広く区民に周知してまいります。

「その他」といたしまして、ゆかりの地の4チームと葛飾区選抜、南葛SC、FCバルセロナスクール葛飾校の子どもたちとの交流歓迎レセプションを初日終了後に開催いたします。またこれまでの2回につきましては観光物産展を実施してまいりましたが、今回会場が私学事業団総合運動場となりますので、ゆかりの地観光物産情報コーナーを設け、来場者へのPRを行ってまいりたいと考えてございます。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

**○教育長** それでは、ただいまの件について、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等8を終了いたします。

次に報告事項等9「葛飾区・ソウル特別市麻浦区スポーツ親善交流派遣事業の実施結果について」説明をお願いします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** それでは報告事項等9「葛飾区・ソウル特別市麻浦区スポーツ親善交流派遣事業の実施結果」につきまして、ご報告させていただきます。

実施日時、派遣先、派遣選手団につきましては記載のとおりでございます、平成 29 年 11 月 3 日金曜から 5 日日曜までの 3 日間で、大韓民国ソウル特別市麻浦区へ教育次長を団長に葛飾区サッカー連盟関係者 5 人、選手 16 人、随行といたしまして生涯スポーツ課、私を含めまして 3 人で行ってまいりました。

「4 実施内容」でございますが麻浦区のサッカーチームと親善試合、ソウルワールドカップスタジアム見学のほか、意見交換により相互理解、交流を深めてまいりました。親善試合の結果につきましては 1 勝 1 敗でございます、スコアは記載のとおりでございます。

成果といたしましては本事業を通じて、本区の子どもたちは異文化に触れるとともに麻浦区の子どもたちと手振りを交え、楽しくコミュニケーションを図り、友好交流することができました。また出迎えを初めさまざまな場面で熱烈的な歓迎を受け、お互いの親交も深める中、青少年の健全な育成につながることもできたと考えております。

2 日目試合終了後にはソウルワールドカップスタジアムを見学し、将来はワールドカップやオリンピックに出場したいと思い、夢を抱き東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への機運醸成も図ることができたのではないかと考えております。

また 3 日目最終日にはスポーツセンター見学の際に、公務等で大変お忙しい中、パク麻浦区区庁長が駆けつけてくださり、歓迎挨拶、意見交換を行うことができました。

ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

大里委員。

○大里委員 大変いい成果があったようで、よかったですと思います。小学生を 16 人連れて外国へ行くというのは本当に事故もなく、事件もなく、無事に行ってこられたというのは、私としては何よりだと思いました。お疲れさまでした。

○教育長 そのほかいかがですか。それでは報告事項等 9 を終了します。

そのほか、何か委員の方からご意見等、何でも結構ですが、ありますでしょうか。

天宮委員。

○天宮委員 先ほど「かつしかのきょういく」の 8 ページにも出ましたが、国の重要文化的景観というのに柴又が認定されまして、おかげさまで柴又では大体 10 年ぐらい NPO 法人で柴又まちなみ協議会というのをつくってございましたけれども、それがやっと実を結んだといえますか、それはあくまで紳士協定だったのですけれども、きっちりと国で認定してくれたということで、大変メディアも注目しております。また成田の商店街からちょっと話を聞きたいという話も来ておりまして、本当におかげさまで観光面、文化面、次の世代につなげるようになりました。ありがとうございます。

○教育長 生涯学習課、お疲れさまでした。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 厳密に言いますと、まだ答申が出されただけです。正式には、多分2月ごろには告示はされるのではないかと考えています。そこまではちょっと注意をしていただければと思います。

たまたま天宮委員には地元代表として検討委員会等に加わっていただいて、2年余りかけて検討した、その前段として4年、予備調査も含めて5年の調査期間があり、その結果として600ページにわたる報告書があったということでございます。

もともと資源としていいものがあつたのを、新たにできた国の制度に乗せることができたということで、いろいろな関係者の方のご協力なくしてはできなかったのだらうと思っています。

この場をおかりして地元の委員を代表して天宮委員にお礼を申し上げたいと思います。ただこれで終わりということではなくて、今後、地元と一体となって、どういうふうに広めていくかというのは観光も巻き込んでやっていく必要があるだらうと思っています。引き続き私も文化財としての周知はやっていきますし、観光課などとも連携して、さらに打ち出していただければと思っていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。以上です。

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは「その他」に入ります。「その他」について、一括して庶務課長をお願いします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは本日「その他」3件でございませう。

まず1の「資料配付」でございませう。12月の行事予定表。A4、1枚両面をお配りしてございませう。

次に(2)「教育委員会所管施設の年末年始の開館について」でございませう。まず1の「図書館」でございませう。中央図書館及び立石図書館でございませうけれども、12月29日及び12月30日については9時から8時まで。12月31日から1月3日までにつきましては午前9時から午後5時まで開館いたします。その他の図書館については12月29日から翌年1月3日までは休館とさせていただきます。

次に2の「郷土と天文の博物館」でございませう。開館日が1月2日と1月3日となっております。時間は正午から午後5時まででございませう。

続きまして3の「スポーツ施設」でございませう。12月29日及び30日は通常どおりの営業。31日から翌年の1月3日までは裏面記載のとおりでございませう。

4の「日光林間学園」については通常どおりの営業とさせていただきます。

続きまして2の「出席依頼」でございませう。今月はございませう。3の「次回以降の教育委員会予定」を記載してございませうので、ごらんおきください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、平成 29 年教育委員会第 10 回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時35分